

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 平成17年度 分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

#### ア 分限処分数

(人)

処分の種類 処分手由	降 任	免 職	休 職	降 給	計	失 職
勤務実績が良くない場合					0	
心身の故障の場合			302		302	
職に必要な適格性を欠く場合	1				1	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0	
刑事事件に関し起訴された場合					0	
条例で定める事由による場合					0	
計	1	0	302	0	303	
地公法第28条第4項により失職した者						
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者						

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

#### イ 懲戒処分数

(人)

処分の種類 処分手由	戒 告	減 給	停 職	免 職	計	訓諭等
法令に違反した場合	1	6	6	1	14	30
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	6	8			14	85
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	4	3	5	4	16	74
計	11	17	11	5	44	189

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

#### 4 職員のサービスの状況

##### (1) 平成17年度 サービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

##### ア 職員のサービス違反

区 分	内 容	処分等者数 (人)
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	11
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	1
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		1
公職選挙法違反		
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		25

##### イ 営利企業等の従事許可

許可件数	主 な 従 事 内 容
134	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衆議院議員選挙の投票立会人</li> <li>・ 検察審査会の検察審査員・補充員</li> <li>・ 国勢調査指導員・調査員</li> <li>・ 国家試験の試験監督員</li> <li>・ 社会保険診療報酬審査委員</li> <li>・ 夜間急病センター等の非常勤医師</li> <li>・ 県出資法人の非常勤取締役</li> <li>・ 教育に関する講演</li> <li>・ 監査法人の非常勤社員</li> <li>・ 国の指定統計調査員</li> </ul>

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成17年度 職員研修の実績

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。  
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対 象 者	回 数 等		期 間	人 員	
課 程 別 研 修	新規採用課程	I 新規採用職員のうち次の者 行政1級職若しくは行政2級職又はこれらと同等の職にある者 看護職員又は技能労務職員 「県の外郭団体等の職員を対象とする選考審査」により採用された職員	1	回	3泊4日	25	
		II (新規採用職員体験研修)					
		III 新規採用職員(看護職員を除く)	1	回	2泊3日	10	
		小 計	2	回	—	35	
	係 長 級 課 程	新任係長級職員	7	回	1泊2日	159	
	課 長 級 課 程	新任課長級職員	2	回	1泊2日	60	
	計		11	回	—	254	
体 験 研 修	新規採用職員	県政現場体験(現地機関)	新規採用職員(看護職員を除く)	5	会場	通研5日	10
		県政現場体験(県議会)	新規採用職員(看護職員を除く)	1	会場	通研1日	10
		福祉施設業務体験	新規採用職員(看護職員を除く)	5	会場	通研3日	10
		民間体験	新規採用職員(看護職員を除く)	6	会場	通研5日	9
	中堅職員	顧客サービス体験等	主査級及び主任級職員(病院看護師及び技能労務職員等を除く)	143	会場	通研3日	676
	課長補佐級職員	徴税業務体験	新任課長補佐級職員(県税徴収業務経験者、病院看護師等を除く)	9	会場	通研3日	88
	部課長級職員	福祉施設業務体験	新任部課長級職員	30	会場	通研3日	63
	計		199	会場	—	866	
選 択 研 修	能力開発研修	政策法務研修	全職員	1	回	通研2日	30
		プロジェクト管理研修	全職員	1	回	通研1日	22
		フレッシュアップ研修	全職員	2	回	通研1日	44
		協働コーディネーター養成研修	全職員及び公募による県民、市町村職員等	1	回	1泊2日	24
		対話力開発研修	UL及び係長級以上の県職員、係長級以上の市町村職員	1	回	通研1日	20
		経営品質改善研修	全職員	2	回	通研1日	30
		顧客満足(CS)サービス研修	全職員	2	回	通研1日	27
		公共マーケティング研修	全職員	1	回	通研2日	13
		プレゼンテーション研修	全職員	2	回	通研2日	24
		折衝力・交渉力研修	全職員及び市町村職員	2	回	通研2日	11
計		15	回	—	245		
通 信 研 修	助成コース	全職員	1	回	6か月	15	
	一般コース				6か月	3	
合 計			226	—	—	1,383	

## (2) 平成17年度 勤務成績の評定の状況

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行っています。

現在、現行の勤務評定制度に替わる業務目標と能力開発を柱とする新たな人事評価制度の導入を検討しているところです。

評定の回数	1
評定の時期	平成17年11月～12月
評定の対象者数 (人)	15,719

## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 平成17年度 健康診断等の実施状況

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため研修会等のメンタルヘルス事業も実施しています。

#### ア 定期健康診断

(人)

対 象 者	受診者
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健法第8条に基づく定期健康診断対象者	10,382

#### イ 人間ドック

(人)

対 象 者	受診者
<一般行政> (1泊2日) 35歳, 40歳, 45歳, 50歳, 55歳, 退職予定者 (日帰り) 33歳, 38歳, 43歳, 48歳, 53歳, 58歳, 単身赴任2年目 <教育行政> (1泊2日) 35歳, 41歳, 47歳, 50歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 退職予定者 (日帰り) 32歳, 38歳, 44歳, 49歳, 51歳, 53歳, 55歳, 57歳, 59歳 <警察行政> (1泊2日) 40歳 (日帰り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 50歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	6,450

#### ウ 特別検診の種類と受診者

(人)

特別検診の種類	受診者
胃検診	6,214
有機溶剤取扱者特別検診	437
特定化学物質特別検診	304
放射線業務従事者特別検診	353
福祉施設等職員特別検診	211
と畜検査業務等従事者特別検診	124
VDT作業従事者健康診断	1,930
B型肝炎予防接種(ワクチン接種)	458
B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)	3,187
B型肝炎予防接種(追加接種)	242
結核予防接種	368
脳ドック	629
一日健診	747
女性健診	5,364
骨密度検査	619
深夜業健康診断	870
高気圧作業健康診断(潜水業務)	15
けん銃特練生健康診断(鉛)	11
騒音作業健康診断	6
運転業務従事者健康診断	135

## (2) 平成17年度 共済組合の負担金・掛金

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関する給付事業を実施しています。

		地方職員共済組合長野県支部	公立学校共済組合長野支部	警察共済組合長野県支部
組合員数 (H18. 3. 31現在) (任意継続組合員を除く)		7,036 人	19,245 人	3,763 人
短期給付に 要する費用	負担金	1,463,926 千円	4,308,837 千円	851,657 千円
	掛金	1,450,924 千円	4,259,122 千円	850,385 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負担金	139,531 千円	369,224 千円	83,293 千円
	掛金	139,464 千円	369,142 千円	83,278 千円
長期給付に 要する費用	負担金	7,105,753 千円	21,956,563 千円	3,587,988 千円
	掛金	3,332,868 千円	9,354,629 千円	1,717,997 千円
組合の事務に 要する費用	負担金	14,089 千円	73,103 千円	13,931 千円
福祉事業に 要する費用	負担金	58,024 千円	119,410 千円	33,409 千円
	事業補助	126,513 千円	153,777 千円	30,077 千円
	掛金	58,019 千円	119,410 千円	33,408 千円

### (3) 平成17年度 職員互助会の掛金・補助金

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

	長野県職員互助会	長野県教職員互助組合	長野県警察職員互助会
補助対象会員数 (H17. 3. 31現在) A	7,593 人	18,239 人	3,707 人
互助会に対する補助金 B	195,411 千円	474,416 千円	86,291 千円
会員による掛金額 C	312,949 千円	838,332 千円	146,625 千円
補助率 B/C ※注	62.4 %	56.6 %	58.9 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	25,736 円	26,011 円	23,278 円

(注) 平成15年度から17年度の3年間は、給与減額前の掛金を算定基礎として補助を行っています。

(4) 平成17年度 公務・通勤災害の認定状況

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行っています。

ア 常勤職員 (人)

区 分		職 員 数
負傷		207
	(死亡)	0
疾病		16
	(死亡)	1
	脳心疾患	1
	(死亡)	1
公務災害		223
	(死亡)	1
通勤災害		18
	(死亡)	0
合計		241
	(死亡)	1

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。  
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。  
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

イ 非常勤職員 (人)

区 分		職 員 数
負傷		2
	(死亡)	0
疾病		1
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		3
	(死亡)	0
通勤災害		1
	(死亡)	0
合計		4
	(死亡)	0



## 7 職員給与等の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算額）

区 分	住民基本台帳人口 (各年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)前年度の 人件費率
17年度	219万 874人	8351億7474万5千円	43億4444万1千円	2615億2423万3千円	31.3%	31.0%
16年度	219万 3419人	8571億6808万4千円	30億5926万3千円	2658億9929万4千円	31.0%	31.3%

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	2万9171人	1294億1512万2千円	194億6593万3千円	525億9683万9千円	2014億7789万4千円	6906.7千円
17年度	2万9286人	1248億6759万6千円	227億9073万1千円	524億8851万8千円	2001億4684万5千円	6834.2千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 給与費は当初予算に計上された額です。